

## TEPCO カーボンニュートラルサポート サービス利用規約

### 1 目的

- (1) 東京電力エナジーパートナー株式会社(以下「当社」といいます。)は、「TEPCO カーボンニュートラルサポート」(以下「本サービス」といいます。)の実施により、省エネ・創エネ設備の導入サポートを通じて、お客さまのご負担軽減およびカーボンニュートラル社会の実現を目指します。
- (2) 「TEPCO カーボンニュートラルサポート サービス利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、本サービスによる設備等の導入支援のために交付する金銭(以下「サポート金」といいます。)の交付手続き等の取扱いを定めたもので、本サービスの適正かつ確実な処理を図ることを目的とします。
- (3) 当社は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、本規約を変更することがあります。この場合の本サービス内容は、変更後の本規約の実施期日から、変更後の本規約によることといたします。当社は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の実施期日までに相当な予告期間において、変更後の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせします。

### 2 定義

- (1) サポート対象者とは、導入する設備種別に応じて、3(サポート対象)の(1)および(2)に定めるサポート対象条件を満たす者を指します。
- (2) サポート対象設備とは、本サービスにより据付または試運転調整を行う(以下「設備導入」といいます。)設備であり、導入する設備種別に応じて、3(サポート対象)の(3)、(4)および(5)に定めるサポート対象条件を満たす設備を指します。
- (3) 設備種別とは、本サービスにおけるサポート対象設備の以下のイからハまでの区分を指します。
  - イ 電気式高効率空調(店舗用パッケージエアコン、ビル用マルチエアコン)
  - ロ エアコンプレッサー
  - ハ 太陽光発電設備(陸屋根設置、ソーラーカーポートの設置、野立て設置、塩害地区での設置)
- (4) 法人等とは、法律によって法人格が認められ、法人番号が付与された会社や団体である法人のほか、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体として組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動を行う者を含みます。
- (5) 個人事業主とは、法人を設立せずに個人で事業を営んでいる者を指します。
- (6) 当社の電気需給約款 [高圧]、電気需給約款 [特別高圧]、電気需給約款 [低圧] に定義される用語は、本規約においても同様の意味で使用します。

- (7) 申請者とは、サポート金の交付を申請する者を指します。
- (8) 設備導入者とは、交付決定を受け設備導入を行う者を指します。
- (9) 設置事業者とは、サポート対象設備の据付または試運転調整等の設備導入工事等を行う事業者を指します。
- (10) 店舗用パッケージエアコンとは、業務用エアコンの内、室外機から室内機へ給電されるものの中で、ルームエアコンおよび設備用パッケージエアコンを除いたものを指します。
- (11) ビル用マルチエアコンとは、業務用エアコンの内、室内機、室外機が別の電源から給電されているものを指します。
- (12) エアコンプレッサーとは、空気を圧縮し、高い圧力で吐出する装置を指します。
- (13) 太陽光発電設備とは、太陽光パネル、架台、パワーコンディショナ、その他の太陽光発電に必要な設備全てを一体として指します。
- (14) オフサイト PPA モデルとは、太陽光発電設備の所有者である発電事業者と電力の購入者が、事前に合意した価格および期間における電力の売買契約を締結し、電力を使用する場所ではないオフサイトに導入された太陽光発電設備により発電された電力を、一般の電力系統を介して当該電力の購入者へ供給する契約方式を指します。
- (15) 「TEPCO カーボンニュートラルサポートに関する重要事項」(以下「契約締結前書面」といいます。)とは、本サービスの実施にともなう供給条件等の説明および供給条件等の変更に関する事項を記載した電気事業法第 2 条の 13 第 2 項に定める契約締結前交付書面を指します。
- (16) 「契約内容通知兼 TEPCO カーボンニュートラルサポート金交付決定通知」(以下「契約締結後書面」といいます。)とは、本サービスの実施にともなう供給条件等の変更に関する事項を記載した電気事業法第 2 条の 14 第 1 項に定める契約締結後交付書面を指します。

### 3 サポート対象

- (1) サポート対象設備が電気式高効率空調またはエアコンプレッサーの場合、以下の条件を全て満たした者を、本サービスのサポート対象者とします。
  - イ 当社と高圧、特別高圧または低圧の電気需給契約(ただし、特定小売供給約款による電気需給契約を除きます。)を締結していること
  - ロ 当社との電気需給契約を締結している需要場所が、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼地域を除く)、神奈川県、山梨県および静岡県(富士川以東)(以下「東京電力エリア」といいます。)に所在すること
  - ハ 当社と高圧、特別高圧いずれかの電気需給契約を締結している場合は、契約のメニューが、臨時電力、農事用電力等でないこと
  - ニ 当社と低圧の電気需給契約を締結している場合は、契約のメニューが、スタン

ダードS, スタンダードL, スタンダードX, 動力プラン, プレミアムS, プレミアムL, プレミアムプラン, アクアエナジー100, 夜トク8, 夜トク12, スマートライフS, スマートライフL, スマートライフプラン, 暮らし上手S, 暮らし上手L, 暮らし上手X, 電化上手(季節別時間帯別電灯), おトクなナイト8(時間帯別電灯[夜間8時間型]), おトクなナイト10(時間帯別電灯[夜間10時間型]), ピークシフトプラン(ピーク抑制型季節別時間帯別電灯), 低圧高負荷契約, TEPCO プレミアムS for ソフトバンク, TEPCO プレミアムL for ソフトバンク, TEPCO プレミアムプラン for ソフトバンク, TEPCO プレミアムプラン for エアロテック, またはTEPCO スマートライフプラン for エアロテック(以下これらを総称して「低圧対象メニュー」といいます。)であること

- ホ 当社と低圧の電気需給契約を締結している場合は, 法人等または個人事業主であること
  - へ サポート対象設備の所有者, もしくは, 将来的にサポート対象設備の所有権の移転を受けうる者であること
  - ト 東京電力エリアに所在し, かつ, 当社との電気需給契約を締結している需要場所において, サポート対象設備を継続して使用すること
  - チ 6(交付申請), 12(実績報告)に定める期間内に, 交付申請および実績報告を行うことができること
  - リ 本規約の全てに同意していること
- (2) サポート対象設備が太陽光発電設備の場合, 以下の条件を全て満たした者を, 本サービスのサポート対象者とします。
- イ 当社と高圧, 特別高圧または低圧の電気需給契約(ただし, 特定小売供給約款による電気需給契約を除きます。)を締結していること
  - ロ 当社との電気需給契約を締結している需要場所が, 東京電力エリアに所在すること
  - ハ 当社と高圧, 特別高圧いずれかの電気需給契約を締結している場合は, 契約のメニューが, 臨時電力, 農事用電力等でないこと
  - ニ 当社と低圧の電気需給契約を締結している場合は, 契約のメニューが, 低圧対象メニューであること
  - ホ 当社と低圧の電気需給契約を締結している場合は, 法人等または個人事業主であること
  - へ サポート対象設備の所有者, もしくは, 将来的にサポート対象設備の所有権の移転を受けうる者であること
  - ト 東京電力エリアに所在し, かつ, 当社との電気需給契約を締結している需要場所において, サポート対象設備を使用し継続して発電を行うこと
  - チ 東京電力エリアに所在し, かつ, 当社との電気需給契約を締結している需要場所

において、3(サポート対象)の(2)のトにおいて発電した電力を全て使用し、他小売電気事業者と当該電力についての売買契約を締結しないこと(ただし、当該需要場所のみに電力を供給するオフサイト PPA モデルのための電力の売買契約を締結する場合はこの限りではありません)

リ サポート対象設備について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)に基づく FIT 制度または FIP 制度の対象設備とはしないこと

ヌ 6(交付申請)、12(実績報告)に定める期間内に、交付申請および実績報告を行うことができること

ル 本規約の全てに同意していること

(3) 電気式高効率空調については、既存の設備を、以下の条件を全て満たした設備に更新する場合に、本サービスのサポート対象設備とします。ただし、将来用設備または中古品として購入した設備は除きます。

イ 店舗用パッケージエアコンの場合、通年エネルギー消費効率(以下「APF」といいます。)が、表 1 の定格冷房能力に対応する APF(2015)基準値以上である、または、室外機と 4 方向カセット型の室内機を組み合わせた場合の APF が表 1 の定格冷房能力に対応する APF(2015)基準値以上であること

表 1 定格冷房能力に対応する APF(2015)基準値

定格冷房能力	APF(2015)基準値
7.1kW 未満	7.0 以上
7.1kW 以上 12.5kW 未満	6.7 以上
12.5kW 以上	6.1 以上

ロ ビル用マルチエアコンの場合、APF が 6.1 以上であること

ハ 公募要領の公表日後に設備発注を行った設備であること

ニ 法令に定められた安全上の基準を満たしている設備であること

(4) エアコンプレッサーについては、既存の設備を、以下の条件を全て満たした設備に更新する場合に、本サービスのサポート対象設備とします。ただし、将来用設備または中古品として購入した設備は除きます。

イ インバーターを搭載していること

ロ 据え置き設置であること

ハ 公募要領の公表日後に設備発注を行った設備であること

ニ 法令に定められた安全上の基準を満たしている設備であること

(5) 太陽光発電設備については、以下の条件のいずれかを満たす設備のうち、法令に定められた安全上の基準を満たし、かつ、公募要領の公表日後に設備発注を行った設備を、本サービスのサポート対象とします。ただし、将来用設備または中古品として購入した設備は除きます。

- イ 陸屋根(ほぼ傾斜のない平面な屋根)に太陽光発電設備を設置すること
- ロ ソーラーカーポート(太陽光発電搭載型カーポートまたは太陽光発電一体型カーポート)を設置すること
- ハ 遊休地や利用していない土地に太陽光発電設備を野立て設置すること
- ニ 塩害地区(海岸線から1kmの範囲内)に太陽光発電設備を設置すること

#### 4 サポート金額

(1) サポート金額は、交付申請ごとに、4(サポート金額)の(1)のイの方法で計算する総出力に、4(サポート金額)の(1)のロに示すサポート金単価を乗じた額を足し合わせて計算します。

イ 総出力は、サポート金単価の区分が同一のサポート対象設備の能力(電気式高効率空調においては定格冷房能力、エアコンプレッサーにおいてはモータ出力、太陽光発電設備においては太陽光パネル出力)(単位はkW)に、導入数(電気式高効率空調またはエアコンプレッサーにおいては機器の台数、太陽光発電設備においては太陽光パネルの枚数)を乗じた値を合計し、小数点第2位を切り上げて計算します。

ロ サポート対象設備の総出力1kWあたりのサポート金は、表2のとおりです。太陽光発電設備が条件を重複して満たす場合には、太陽光パネル出力に最も大きいサポート金単価を乗じて計算します。

表2 サポート対象設備の総出力あたりのサポート金単価

設備種別		区分	サポート金単価(円/kW)
1	電気式高効率空調	店舗用パッケージエアコン	定格冷房能力あたり 3,000
		ビル用マルチエアコン	定格冷房能力あたり 6,000
2	エアコンプレッサー	エアコンプレッサー	モータ出力あたり 16,000
3	太陽光発電設備	陸屋根設置	太陽光パネル出力あたり 26,500
		ソーラーカーポートの設置	太陽光パネル出力あたり 26,500
		野立て設置	太陽光パネル出力あたり 23,000
		塩害地区での設置	太陽光パネル出力あたり 11,300

(2) 交付申請ごとにサポート金の上限額を設定します。当該上限額は、当社との電気需給契約における2023年5月分実績の契約電力に1kWあたり10,000円を乗じて計算します。2023年5月分実績の契約電力が確認できない場合は、当社が別途定める時点の契約電力に1kWあたり10,000円を乗じて当該上限額を計算します。低圧の電気需給契約を締結している場合であって、契約電力について定めがない場合は、低圧対象メニューの契約電流または契約容量について、契約電流1Aは0.1kW、契約容量1kVAは1kWとして換算し契約電力を計算します。

(3) 同一の需要場所において、当社と以下の両方の低圧の電気需給契約を締結している

場合は、両電気需給契約における契約電力(契約電流または契約容量を換算した値を含む)を合算した値に1kWあたり10,000円を乗じて計算します。

イ 契約のメニューが、動力プランである低圧の電気需給契約

ロ 契約のメニューが、動力プラン以外の低圧対象メニューである電気需給契約

## 5 同意事項

本サービスの適用にあたり、申請者は以下の項目に同意するものとします。

- (1) 本規約、申請システム利用規約、公募要領、法令、その他当社の指示等に従うこと
- (2) 実現可能性のある計画に基づいて交付申請を行い、事実に基づいて実績報告を行うこと
- (3) 当社がサポート対象設備の導入に係る実績報告等を受け、その報告等に係るサポート対象設備導入の実績が、サポート金の交付決定の内容またはこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当社の指示に従うこと
- (4) 12(実績報告)に加えて、当社が、サポート対象設備導入について報告または現地調査等が必要と判断する場合には、遅滞なくこれに応じること
- (5) 当社が設置事業者に対し、サポート対象設備導入が適正かどうか、調査が必要と判断する場合は、申請者から設置事業者に対し当該調査に応じるよう必要な措置をとること
- (6) 本サービスにおける審査基準等について、当社が申請者に公開しないこと
- (7) サポート対象設備導入の一部を第三者に請け負わせ、または委託し、もしくは共同して実施する体制が何重であっても、当該第三者に対し、5(同意事項)の(1)から(6)までの全てについて同様に同意を得ること
- (8) 電力需給逼迫時、当社からの節電の協力依頼をする場合があること
- (9) 契約締結前書面および契約締結後書面の交付を本サービスの申請システム(以下、「本申請システム」といいます。)、当社ウェブサイト等の電磁的方法で行うこと
- (10) 当社サービス「ビジネス TEPCO」の会員であること
- (11) 当社への環境価値の提供についてのご案内をさせていただく場合があること
- (12) 本サービスにおいて当社が取得した情報を、東京電力グループ各社もしくは提携会社の商品またはサービスに関する広告、宣伝物の送付、勧誘等の事業において活用させていただく場合があること

## 6 交付申請

- (1) 申請者は、本申請システムより、当社が定める事項の入力および書類の提出を行い、交付申請期間内に交付申請を行っていただきます。当社が必要と判断した場合に、追加で書類を提出いただくことがあります。
- (2) 交付申請期間は、2023年7月3日から2023年9月29日までです。

- (3) 当社は、契約締結前書面および契約締結後書面の交付を、電磁的方法で行うことの同意を申請者から得たうえで、交付申請を行う前に本申請システム上で契約締結前書面を表示させることをもって、契約締結前書面を交付したものとします。
- (4) 本申請システムのアカウント1つを用いて、複数の交付申請を行うことができます。
- (5) 交付申請は、当社との電気需給契約を締結している需要場所ごとに行っていただきます。
- (6) 同一の需要場所に対し、複数のサポート対象設備を導入する場合は、全てまとめて交付申請を行う必要があります。
- (7) 同一の需要場所に対し、複数の交付申請を行うことは認められません。
- (8) 本サービスの予算の上限に達した場合、交付申請期間にかかわらず交付申請の受付を締め切ります。
- (9) 所有権移転ファイナンスリース契約、ESCO・エネルギーサービス契約、PPA 契約等において、設備利用開始時にサポート対象設備の所有者と電気需給契約者(本サービスによるサポート金の交付を受けようとする者)が異なる場合は、サポート対象設備の所有者および電気需給契約者の両方で共同申請を行っていただきます。この場合において、電気需給契約者を申請者、申請時点でのサポート対象設備の所有者を共同申請者とします。
- (10) 6(交付申請)の(9)に定める共同申請を行う場合、申請者は、共同申請者に様式 1-6 による共同申請書の提出を依頼し、共同申請者より受領した様式 1-6 による共同申請書を当社に提出する必要があります。
- (11) 交付申請の内容は、9(交付決定後の申請内容変更)に定める方法によってのみ変更でき、交付決定通知前に交付申請の内容を変更することはできません。

## 7 審査状況等の通知方法

交付決定および実績報告の審査状況等は、本申請システムのアカウントに登録された電子メールアドレスへ通知いたします。

## 8 交付決定

- (1) 当社は、6(交付申請)に定める交付申請が行われた場合には、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、サポート金を交付すべきものと認めるときは、申請者に対し7(審査状況等の通知方法)に定める方法により速やかに交付決定通知をいたします。
- (2) 当社は、契約締結後書面の交付を、8(交付決定)の(1)による通知後に電磁的方法により行います。
- (3) 当社は、サポート金の交付が適当でないとき、7(審査状況等の通知方法)に定める方法により、申請者に通知するものとします。

## 9 交付決定後の申請内容変更

- (1) 設備導入者は、交付決定通知を受けた後、以下のいずれかに該当する場合、実績報告時に様式 2-7 による計画変更承認申請書を当社に提出し、その承認を受けなければなりません。
  - イ サポート対象設備の機種および台数を変更するとき
  - ロ その他当社が計画変更承認申請書の提出が必要と判断するとき
- (2) 設備導入者が、交付決定通知を受けた後、以下のいずれかに該当する交付申請内容の変更を行う場合、当該申請はサポート対象外となります。
  - イ サポート対象設備の設備種別の変更
  - ロ サポート対象設備を導入する需要場所の変更
  - ハ その他当社がサポート対象外と判断する変更

## 10 交付決定の取消し等

- (1) 当社は、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、8(交付決定)の(1)によるサポート金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができます。
  - イ 設備導入者が、本規約、申請システム利用規約、公募要領、法令またはこれらに基づく当社の処分、指示に違反した場合
  - ロ 設備導入者が、本サービスに関して不正、証憑の偽造、その他不適当な行為をした場合
  - ハ その他交付決定後に生じた事情により、設備導入者に本サービスの全部または一部を提供する必要がなくなった場合
  - ニ 当社がサポート対象外と判断する場合
- (2) 10(交付決定の取消し等)の(1)は、13(サポート金額の確定等)の(1)に定めるサポート金額の確定後においても適用されるものとします。
- (3) 当社は、10(交付決定の取消し等)の(1)によりサポート金の交付決定の全部または一部の取消しをしたときは、速やかに設備導入者に通知するものとします。

## 11 交付決定によって生じる権利義務の移転

- (1) 当社は、相続、法人の合併、分割、事業の譲渡等により、設備導入者が名義変更の方法を用いて設備導入者と当社との間の電気需給契約の契約上の地位を他の者に譲渡し、権利義務が他の者に移転する場合であって、当該他の者が 3(サポート対象)の(1)または(2)に定めるサポート対象条件を満たす場合は、当社は当該他の者が 8(交付決定)の(1)による交付決定によって生じる権利義務の移転を受けることを承諾します。
- (2) 設備導入者が、11(交付決定によって生じる権利義務の移転)の(1)の定めに従い、



交付決定によって生じる権利を移転しようとする場合、当該権利の移転を受けた者は、実績報告時に様式 2-8 による移転確認申請書を当社に提出する必要があります。

## 12 実績報告

- (1) 設備導入者は、設備導入後、本申請システムより、当社が定める事項の入力および書類の提出を行い、実績報告を行う必要があります。当社が必要と判断した場合に、追加で書類を提出いただくことがあります。
- (2) 実績報告期間は、2023 年 10 月 2 日から 2024 年 2 月 29 日までです。
- (3) 実績報告は、交付申請ごとに行う必要があります。
- (4) 実績報告は、全ての設備導入が終了した日から起算して 60 日以内または 2024 年 2 月 29 日のいずれか早い日までに行っていただきます。ただし、設備導入が終了した日から起算して 60 日目が 2023 年 10 月 2 日より前である場合は、2023 年 10 月 13 日までに実績報告を行っていただきます。なお、設備導入が 2024 年 2 月 29 日までに終わらなかった場合は、実績報告は認められずサポート対象外となります。

## 13 サポート金額の確定等

- (1) 当社は、12(実績報告)による実績報告が行われた場合には、当該報告に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該実績報告の内容がサポート金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべきサポート金額を確定し、7(審査状況等の通知方法)に定める方法により設備導入者に通知します。
- (2) 当社は、「TEPCO カーボンニュートラルサポート サポート金の確定およびお支払いのお知らせ」(以下「サポート金支払確定通知書」といいます。)の交付を、13(サポート金額の確定等)の(1)による通知後に電磁的方法により行います。
- (3) 13(サポート金額の確定等)の(1)のサポート金額は、4(サポート金額)の(1)に定めるとおり算定したサポート金額と、4(サポート金額)の(2)、(3)に定めるとおり算定したサポート金の上限額のいずれか小さいほうとします。
- (4) 9(交付決定後の申請内容変更)の(1)による交付申請の変更を行い、当該変更にもとづき計算されたサポート金額が 8(交付決定)の(1)により決定された額を超える場合は、サポート金額は 8(交付決定)の(1)により決定された額とします。

## 14 交付決定によって生じる権利の譲渡の禁止

設備導入者は、8(交付決定)の(1)による交付決定によって生じる権利の全部または一部を当社の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または移転させることはできません。

## 15 サポート金の支払い

- (1) 当社は、13(サポート金額の確定等)により交付すべきサポート金額を確定した後に、

当社の指定する方法でサポート金を支払うものとします。

- (2) 当社は、原則として 13(サポート金額の確定等)の(2)で定めるサポート金支払確定通知書の交付を行った月の翌々月末までにサポート金を支払うものとします。

#### 16 導入設備の継続利用期間

- (1) サポート金の支払いを受けた設備導入者は、特段の事情がない限りサポート対象設備を以下の期間継続して利用していただきます。

イ 電気式高効率空調 3年

ロ エアコンプレッサー 3年

ハ 太陽光発電設備 3年

- (2) 当社は、サポート金の支払いを受けた設備導入者がサポート対象設備について 16(導入設備の継続利用期間)の(1)に定める期間継続して利用していることを、確認させていただく場合があります。

#### 17 導入設備の管理等

- (1) 設備導入者は、法人税法等の法令に従い、設備の導入および利用に係る書類を、取引について記帳した帳簿とともに保存する必要があります。
- (2) 交付申請、実績報告において提出した書類の原本は、16(導入設備の継続利用期間)に定める導入設備の継続利用期間または 17(導入設備の管理等)の(1)に定める法人税法等の法令に従い当該書類および帳簿の保存期間のいずれか長い方の期間にわたり保存していただきます。
- (3) 当社は、17(導入設備の管理等)の(1)、(2)により保存する書類および帳簿について閲覧を求めることができます。

#### 18 サポート金の返還

- (1) サポート金のお支払い後に、10(交付決定の取消し等)の(1)に該当すると認められる事実が発覚し、当社がサポート金の全部または一部の返還を請求したときは、当社指定の期日までに返還していただきます。

- (2) 当社は、18(サポート金の返還)の(1)によりサポート金の返還を請求しようとするときは、以下の事項を、速やかに設備導入者へ当社の指定する方法で通知します。

イ 返還すべきサポート金額

ロ 延滞金に関する事項

ハ 返還期日

- (3) 当社は、設備導入者が返還すべきサポート金を 18(サポート金の返還)の(2)のハにより当社が通知した期日までに返還しなかった場合、当該期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、未払いの返還金に年利 10%の割合で計算した延滞金を徴求します。

## 19 手続きの代行

- (1) 申請者は、本サービスにおける手続きのうち、6(交付申請)に定める交付申請、9(交付決定後の申請内容変更)に定める交付申請の変更、12(実績報告)に定める実績報告、その他当社が指示する手続きを他の者に依頼することができます。
- (2) 申請者は、本規約、申請システム利用規約、公募要領、法令、その他当社の指示等に従うことについてあらかじめ同意した上で、手続きの代行を依頼するものとします。
- (3) 申請者から、本サービスにおける手続きの依頼を受けた者(以下「**手続代行者**」といいます。 )が手続きの代行を行う場合は、当社に、様式 1-7 による手続代行依頼書を提出していただく必要があります。
- (4) 申請者または 19(手続きの代行)の(3)の定めにより様式 1-7 による手続代行依頼書を提出した手続代行者のみが当社への申請手続きを行うこととし、手続代行者は、申請者から依頼を受けた手続きを別の者に行わせることはできません。
- (5) 手続代行者は、申請システムへのログインに必要な ID およびパスワードを管理することができます。

## 20 個人情報等の取扱い

- (1) 当社は、本サービスにおける個人情報の収集にあたっては、適法かつ公正な手段および手続きによることとし、本サービスにおいて取得した情報等は、次の目的で利用させていただきます。
  - イ 当社事業における商品・サービスの改善等に活用するため
  - ロ 東京電力グループ各社もしくは提携会社の事業に活用するため
  - ハ 東京電力グループ各社または提携会社の商品もしくはサービスに関する広告、宣伝物の送付、勧誘等の事業において活用するため
- (2) 当社は、本サービスにおいて取得した情報等を、20(個人情報等の取扱い)の(1)の目的以外で利用する場合には、申請者、設備導入者に対し事前に確認または同意を求めるとします。
- (3) その他個人情報等の取扱いについては、当社が定める「個人情報の取扱いに関する基本方針」「当社の個人情報の利用目的」「個人情報の開示、訂正、利用停止、利用目的の通知等の手続き」および「ウェブサイト取得または利用する個人情報の取扱いについて」に記載のとおりとします。
- (4) 当社は、申請者、設備導入者の個人情報等を次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供しないものとします。
  - イ 本人の同意がある場合
  - ロ 業務委託先に業務の遂行上必要な範囲内で提供する場合
  - ハ その他、法律にもとづき提供が義務づけられるなど正当な理由がある場合
- (5) 申請者、設備導入者は、自己に関する情報の開示を求める事ができます。なお、個

個人情報の開示は原則として本人に対してのみ行います。また、申請者、設備導入者の申請に関与する者は、開示内容に対して誤情報の訂正、情報の利用および提供の停止(情報の電算処理等一定の場合を除きます。)を求めることができるものとします。

- (6) 本サービスにおいて、当社は、本サービスの充実ならびに円滑な提供および運営を目的として、当社とのご契約情報を利用する場合があります。

## 21 注意事項

- (1) 本規約に定めるもののほか、サポート金の交付に関し必要な事項は、当社が別にこれを定め、申請者、設備導入者に対し、必要に応じ本申請システム上への掲示により告知を行うことができるものとします。
- (2) 当社は、申請者、設備導入者へ事前に告知または通知することなく、本サービスの内容・名称を変更すること、本サービスを一時的に中断・停止することができるものとします。
- (3) 当社は、申請者、設備導入者への告知または通知により、本サービスの全部または一部を終了することができるものとします。
- (4) 当社は、本サービスに関連して、申請者、設備導入者および第三者に損害が生じた場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。
- (5) 当社は、本サービスに関連して、当社の責めに帰すべき事由により申請者、設備導入者に生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものとします。
- (6) 6(交付申請)の(3)および8(交付決定)の(2)の定めにかかわらず、本サービスおよび対象契約の変更が、法令の制定または改廃にともない、当然必要とされる形式的な変更その他の契約の実質的な変更をともしない内容である場合には、供給条件等の説明および契約締結前書面の交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを契約締結前書面を交付することなく説明することができるほか、契約締結後書面の交付を行わないことがあります。
- (7) 当社は、当社サービス「ビジネス TEPCO」のIDの新規発行または再発行に一定の時間を要したことにより、申請者、設備導入者および第三者に損害が生じた場合であっても、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。
- (8) 本サービスの利用に関し、申請者、設備導入者間または申請者、設備導入者と第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、申請者、設備導入者が自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (9) 当社は、申請者、設備導入者、手続代行者の設備等の不具合および障害等に起因する通信不良・遅延・誤送等により、申請者、設備導入者、手続代行者または第三者の受けた損害について、賠償の責めを負わないものとします。

- (10) 当社は、本サービスの実施にあたり、別の会社に一部業務を委託する場合があります。そのため、本サービスにおいて取得した情報について、本サービスを実施・運用するために、業務委託先に提供します。
- (11) 本サービスにおける申請を取り下げる場合は、本申請システムから行うことができます。なお、本サービスの申請取下げには数日を要するため、お知らせメールの配信が行き違いとなる場合があります。
- (12) 本サービスの申請等のためにかかる費用、お問い合わせにかかる通信料は申請者、設備導入者の負担となります。
- (13) 本規約に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。
- (14) 本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (15) 当社は、人権を尊重する責任を果たすために、「東京電力グループ 人権方針」にもとづき人権デュー・ディリジェンスを実施しています。サプライチェーン全体における人権配慮が必要となっていることに鑑み、申請者、設備導入者にあってもサポート対象設備の導入にあたっては人権への負の影響に加担するまたはそのような疑念を抱かせることを防ぐため細心の注意を払うものとします。

以上

2023年6月1日 制定